(第4号議案)

溶接学会フェロー規定の改定について

一般社団法人 溶接学会 溶接学会フェロー規程

原文

(目的)

第1条 溶接・接合に関する工学・技術と社会および本会の発展に顕著な 貢献をなした者に溶接学会フェロー(以下、フェローと略す)の称号を与 え、会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一 層の活性化をはかることを目的とする。

(フェロー候補資格)

第2条 フェローの称号を受ける資格は原則として各号のいずれかに該当 するものとする。

- (1)正員歴 10 年以上で、それまで溶接・接合に関する工学・技術の分野で特に顕著な貢献をなし、現在も研究等活動中の会員
- (2)正員歴 10 年以上で、それまで社会あるいは本会の発展に特に顕著な貢献をなし、現在も技術者としてまたは支部等にて活動中の会員

(推薦方法)第3条フェローの称号は推薦により授与されるものとし、推薦の方法は原則として次のいずれかによる ものとする。

- (1)本会の支部長または各種研究委員会委員長からの推薦
- (2)本会の理事からの推薦

(推薦の時期)

第4条申請にあたっては、推薦者は毎年 12月末日までに所定の推薦書により会長に申し出るものとする。

改定文

(目的)

第1条 溶接・接合に関する工学・技術と社会および本会の発展に顕著な 貢献をなした者に溶接学会フェロー(以下、フェローと略す)の称号を与 え、会員の地位向上・国際活動をより円滑にし、あわせて本会のより一 層の活性化をはかることを目的とする。

(フェロー候補資格)

第2条 フェローの称号を受ける資格は原則として各号のいずれかに該当 するものとする。

- (1)正員歴 10 年以上で、それまで溶接・接合に関する工学・技術の分野で特に顕著な貢献をなし、現在も研究等活動中の会員
- (2)正員歴 10 年以上で、それまで社会あるいは本会の発展に特に顕著な貢献をなし、現在も技術者としてまたは支部等にて活動中の会員

(推薦方法)第3条フェローの称号は推薦により授与されるものとし、推薦の方法は原則として次のいずれかによる ものとする。

- (1)本会の支部長または各種研究委員会委員長からの推薦
- (2)本会の理事からの推薦

(推薦の時期)

第4条申請にあたっては、推薦者は毎年 12月末日までに所定の推薦書により会長に申し出るものとする。

2 本会の特定会員、本部各賞または支部各賞の受賞者については、会誌 掲載の受賞推薦文を推薦書に代えることができる。

(選考方法)

第5条 フェロー候補者を選考するためにフェロー選考委員会を理事会の 直属機関として設ける。

2 選考基準および選考方法は別に定める。

(認定)

第6条 フェローは、フェロー選考委員会の選考結果報告に基づき、理事会の議決により認定し、溶接学会フェローの称号を授与する。

2 フェロー認定証を大会において贈呈する。

(フェローの数)

第7条 フェローの数は、正員会員数の5%を上限基準とする。

(任務)

第8条 フェローの称号を得た会員は、溶接・接合工学の専門家として傑出した技術者たるべきことを自覚し、溶接・接合工学ならびに技術の発展に勝れて寄与するとともに、本会の指導的会員として、学会の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成に率先して努力する責務を負うものとする。

(財政支援)

第9条 フェローの称号を得た会員は,毎年会費とは別に会費相当額以上を寄付することにより,本会の若手育成および諸活動を財政的にも支え

2 本会の特定会員、本部各賞または支部各賞の受賞者については、会誌掲載の受賞推薦文を推薦書に代えることができる。

(選考方法)

第5条 フェロー候補者を選考するためにフェロー選考委員会を理事会の 直属機関として設ける。

2 選考基準および選考方法は別に定める。

(認定)

第6条 フェローは、フェロー選考委員会の選考結果報告に基づき、理事会の議決により認定し、溶接学会フェローの称号を授与する。

2 フェロー認定証を大会において贈呈する。

(フェローの数)

第7条 フェローの数は、正員会員数の5%を上限基準とする。

(任務)

第7条 フェローの称号を得た会員は、溶接・接合工学の専門家として傑出した技術者たるべきことを自覚し、溶接・接合工学ならびに技術の発展に勝れて寄与するとともに、本会の指導的会員として、学会の諸活動への積極的・能動的な参画を通じて本会の目的の達成に率先して努力する責務を負うものとする。

(財政支援)

第8条 フェローの称号を得た会員は、<u>年会費とは別に特別年会費(5,000</u> 円/年)を納入いただく。特別年会費は、本会の若手育成および諸活動

ることが強く期待される。

(フェローの返上)

第10条 フェローとしての任務遂行が不可能となったときは、本人の申し 出によりフェローの称号を返上することができる。

(付則)

- 1. 本規定および第5条による選考委員会の改廃は、理事会の決議により実施する。
- 2. 本規定は平成 15 年 10 月 8 日から施行する。

を財政的に支えるために使用する。

(フェローの返上)

第9条 フェローとして(任務)第7条または(財政支援)第8条を遂行する ことが不可能となったときは、本人の申し出によりフェローの称号を返 上することができる。

(付則)

- 1. 本規程および第5条による選考委員会の改廃は、理事会の決議により総会にて承認を得て実施する。
- 2. 本規程は令和 6年 4月 23 日から施行する。